

救命艇等の保守，詳細点検，作動試験， 開放及び修理事業所に関する事項

改正規則等

事業所承認規則
安全設備規則検査要領

改正事項

救命艇等の保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所に関する事項

改正理由

IACS では，救命艇等の保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所が必要な能力を有していることを確認するための事業所承認に関する要件を統一規則 Z17 に規定している。同統一規則については，IACS にて継続的に見直しを行っており，その都度本会規則への取入れを行っている。

2016 年 5 月に開催された IMO 第 96 回海上安全委員会（MSC96）において，救命艇等の保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所に関する規定が IMO 決議 MSC.402(96)として採択された。またこれに併せて，同規定を強制化するための SOLAS 条約 III 章第 3 規則及び第 20 規則の改正が，IMO 決議 MSC.404(96)として採択された。なお，同規定は既に本会規則に取り入れられている。

一方，IACS は，これらの決議との整合を図るべく統一規則の見直しを行い，その結果を統一規則 Z17(Rev.14)として 2019 年 3 月に採択した。

このため，IACS 統一規則 Z17(Rev.14)に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

救命艇等の保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所に関する規定について，IACS 統一規則 Z17(Rev.14)と整合させるべく，表現を改めた。

改正条項

事業所承認規則 3 編 1.1.1，10.1.1，10.1.2，10.2.1，10.2.2，10.2.3，10.3.1，10.4.1，
10.5.1，10.6.1
安全設備規則検査要領 2 編 1.4.1，3.2.3